

(案)



犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じた
コミュニケーション手段の利用促進に関する条例

逐条解説



犬 山 市

◇ 前文

1段落

障害のある人もない人もかけがえのない個人として尊重され、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、さまざまな人との出会いと交流を持ち、心豊かに暮らすことは、市民共通の願いである。そのためには、お互いの考え方や気持ちを伝え合い、理解し合うことが大切である。

2段落

障害者は、日常生活や社会生活において、その障害の特性に応じ、手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、拡大文字、平易な表現など多様なコミュニケーション手段を用いてきた。

3段落

その中でも、手話は、独自の言語体系を持ち、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。これまでろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

4段落

しかし、我が国では、手話を言語として認めていなかった過去もあり、手話を言語として使用することができる環境が整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることにも不便や不安を感じながら生活してきた。

5段落

こうした中、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義されるとともに、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「基本法」という。）においても、平成23年の一部改正によって手話は言語であると位置づけられ、障害者の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならないことが定められた。

6段落

よって、犬山市においても、障害者が円滑に意思の疎通ができるよう、さまざまな施策を進めてきた。

7段落

しかしながら、手話をはじめとする障害者が用いる多様なコミュニケーション手段については、その選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えない現状がある。

8段落

犬山市では、手話が言語であるとの理解を促すとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図ることにより、全ての市民が互いにその人らしさを認め合いながら、やさしく元気な地域共生社会を実現するため、この条例を制定する。

【解説】

前文では、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例を制定するに至った経緯と趣旨を説明しています。

前文の第一段落では、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会実現の大切さを記しています。

第二段落から第四段落では、**我が国において手話に対する理解が進んでおらず、**ろう者が生活の中で多くの不便や不安を感じながら生活してきたことを指摘しています。

手話は独自の言語体系を持ち、ろう者の間で大切に育まれてきましたが、1880年（明治13年）イタリア・ミラノで開かれた聴覚障害教育国際会議（ICED）ミラノ会議で「ろう学校で手話を使うことを禁止し口話のみを奨励する」と決議されたことをうけ、日本のろう学校でも発音訓練を中心とする口話法の導入により、手話の使用が事実上禁止され、手話の使用が制約された時代があった**ことが背景にあります。**

第五段落では、平成18年の国際連合総会で採択され、平成26年に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」において手話が言語であることが定義された**ことや、**平成23年の障害者基本法の一部改正で、手話が言語として位置づけられ、障害者のコミュニケーション手段についての選択の機会の確保及び拡大の必要性について定められた**ことを**説明しています。

第六段落から第八段落では、以上を踏まえ、**犬山市において手話が言語であるとの理解を促し、**障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発及び利用促進を図ることにより、地域共生社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

◇第1条

（目的）

第1条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関し、その基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が定めた施策を推進することで、障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し利用することにより、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

この条では、条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにし、手話が言語であることの理解を促進し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を障害者自らが選択し、利用することができるよう施策を推進することで、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる地域社会が実現することを、条例の目的としています。

◇第2条

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 基本法第2条第1号に規定する者をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法号外律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第2条第7号に規定する事業者のうち、市内で商業その他の事業を行う者をいう。
- (4) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、拡大文字、平易な表現その他の障害者の日常生活又は社会生活におけるコミュニケーションのための手段（障害者の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

【解説】

この条では、この条例で用いる用語について、その意味を定めています。

(1)では、「障害者」について明らかにしています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしています。

【参考条文】

○障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（2）では、「市民」について明らかにしています。

市内に居住する者だけでなく、市内にある事務所などに通勤する者、市内にある学校や幼稚園、施設などに通学、通園、通所する者も含めます。

（3）では、「事業者」について明らかにしています。

市内で商業その他の事業を行う企業や団体、店舗で、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人、ボランティア活動をするグループなども事業者に含みます。

【参考条文】

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日号外法律第65号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～六 略

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

【参考条文】

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）

第2 行政機関等及び事業者が講すべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 略

(2) 事業者

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。）であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となり、また対面やオンラインなどサービス等の提供形態の別も問わない。

(3) 略

(4)では、「コミュニケーション手段」について明らかにしています。

手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、拡大文字、平易な表現を始め、視覚障害者用活字文書読上げ装置や聴覚障がい者等支援アプリなどの機器も含みます。

◇第3条

(基本理念)

第3条 全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受する個人として尊重されるものであること。

2 手話言語の普及に当たっては、手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使う者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であると理解し、行うこと。

3 コミュニケーション手段の利用促進に当たっては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を障害者自らが選択し、及び利用できることの重要性を市民及

び事業者が理解し、可能な限り全ての障害者が利用できる機会が確保されること。

【解説】

この条では、条例の基本理念について定めています。

第1項では、障害のある人もない人も、人が生まれながらにしてもつ権利（基本的人権）は同じであり、障害によってその権利が享受できないことがあってはならないことを定めます。

第2項では、手話に対する理解の促進は、我が国で手話を使用する環境が整えられてこなかった歴史を踏まえ、手話は独自の体系を有する言語であると理解した上で、進められなければならないことを定めます。

第3項では、コミュニケーション手段の利用促進は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を障害者自らが選択し、利用できることの重要性を市民や事業者が理解し、可能な限り全ての障害者が利用できる機会が確保されることを定めます。

【参考条文】

○日本国憲法（抄）

（基本的人権）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

◇第4条

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進について理解を深め、障害者が求める情報を円滑に取得し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を自ら選択し、及び利用できる環境づくりに必要な施策を推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、市民及び事業者と連携を図るものとする。

【解説】

この条では、条例の目的を達成するために市が果たすべき責務について定めています。

第1項では、市は、この条例の基本理念にのっとり、手話言語の普及と障害者が自ら選択したコミュニケーション手段により情報取得が円滑にできるよう、その施策を進めていくことが定められています。

第2項では、市は、第1項の施策を円滑に進めるため、市民や事業者と連携を図ることについて定めています。

◇第5条

(市民の役割)

第5条 市民は、第3条の基本理念に対する理解を深め、市が推進する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に係る施策の実施に協力するよう努めるものとする。

【解説】

この条では、条例の目的を達成するために市民の役割を定めています。

この条例の基本理念に基づき市が行う施策に、市民一人ひとりが協力するよう努めることを定めています。

◇第6条

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に対する理解を深め、第4条第1項の施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、障害者差別解消法第8条第2項に規定する配慮を行うものとする。

【解説】

この条では、条例の目的を達成するために事業者が果たすべき役割について定めています。

第1項では、事業者は、この条例の基本理念に対する理解を深めるとともに、市が行う施策に協力するよう努めることを定めています。

第2項では、事業者は、障害者や障害者を支援する人から障害者差別解消法第8条第2項に基づく配慮を求められた場合、負担が重すぎない範囲で配慮することを定めています。

【参考条文】

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日号外法律第65号）

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

◇第7条

（来訪者への配慮）

第7条 市、市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、市を来訪する障害者が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、及び利用できるよう、環境づくりに努めるものとする。

【解説】

この条では、犬山市を訪れる障害者への配慮を定めています。

市、市民、事業者は、市を訪れる障害者に対しても障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用するための環境づくりへの配慮を求めています。

犬山市は、多くの観光資源を持つ東海地方有数の観光都市であり、多くの人が来訪します。来訪した障害者にも障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用ができるよう定めたものです。

◇第8条

(施策の推進方針)

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話が言語であることの理解促進
 - (2) コミュニケーション手段の普及及び利用の促進
 - (3) コミュニケーション手段による情報を取得する機会の拡充
 - (4) コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備
 - (5) コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供
 - (6) コミュニケーション手段の利用を促進する手話通訳者、要約筆記者など意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成
 - (7) 災害その他非常の事態における障害者のためのコミュニケーション手段の利用環境の確保
 - (8) その他第1条の目的を達成するため市長が必要と認める施策
- 2 市が前項の規定に基づき推進する施策は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する犬山市障害者基本計画その他の障害者施策に係る計画の趣旨に沿うものでなければならない。
- 3 市は、第1項各号に掲げる施策の推進に当たっては、犬山市付属機関設置条例（平成28年条例第36号）第2条の規定に基づき設置した犬山市障害者自立支援協議会に意見を求めるものとする。
- 4 市は、第1項各号に掲げる施策の推進に当たっては、常にその進捗を検証し、必要に応じて改善等を行うものとする。

【解説】

この条では、市が推進する施策の方針について定めています。

市は、障害者、市民、事業者に対し、施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。

第1項では、歴史的背景も踏まえ、手話が言語であることの理解促進をはじめ、障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の普及などについて、施策の基本方針を示しています。施策の推進にあたっては、現在実施している手話通訳者・要約筆記者派遣、手話奉仕員養成講座の開催、意思疎通ボランティア養成講座の開催、福祉実践教室の開催など、コミュニケーション手段の普及等に関する施策の推進や手話通訳者等の支援従事者の養成等、また、あんしん電話やNET119など災害その他非常事態におけるコミュニケーション手段の利用環境づくりなどをさらに拡充していくことを想定しています。

第2項では、第1項の施策は、犬山市における障害者施策の基本的な指針を示し、6年ごとに見直しを行う「犬山市障害者基本計画」や障害者や障害児に対するサービス等の実施計画となり3年ごとに見直しを行う「犬山市障害福祉計画」や「障害児福祉計画」等との整合性を図らなければならないことを定めています。

第3項では、第1項の施策の推進に当たっては、犬山市附属機関で、関係機関の連携強化や障害者の支援体制の整備を図る目的で設置し、有識者や障害者関係団体等から構成された「犬山市障害者自立支援協議会」の意見を求める 것을定めています。

第4項では、第1項の施策を進めていくため、その施策を常に検証、評価し、必要があれば改善をしていくことを定めています。

◇第9条

(財政上の措置)

第9条 市は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段の利用促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置に努めるものとする。

【解説】

この条は、財政措置について定めています。

◇第10条

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、この条例に関する必要な事項について市長に委任することを定めています。

◇附則

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【解説】

本附則は、この条例の施行期日を定めています。